

委員会提出議案第3号

亀山市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、亀山市議会会議規則第13条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年6月29日提出

提出者

議会運営委員会委員長 櫻井清蔵

亀山市議会議長 前田稔様

別紙

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市条例第           号

亀山市議会基本条例の一部を改正する条例

亀山市議会基本条例（平成22年亀山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第13条中「については、次のとおり」を「は、亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第           号）第2条第3号に規定する基本計画の策定、変更（軽微なものを除く。）又は廃止」に改め、同条各号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。